

平成 29 年 10 月 26 日

受益者のみなさま

三菱UFJ国際投信株式会社

「ワールド・コモディティ・オープン（ラップ向け）」
約款変更のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は弊社の投資信託に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社「ワールド・コモディティ・オープン（ラップ向け）」につきまして、投資対象とするマザーファンドの入れ替えのための約款変更をいたしましたので、下記のとおりお知らせ申し上げます。

本件変更の趣旨についてご理解賜りますとともに、今後とも弊社投資信託をご愛顧の程、よろしくお願い申し上げます。

本件変更に関しまして、受益者のみなさまのお手続きは不要です。

敬具

記

1. 約款変更日

平成 29 年 10 月 26 日

2. 変更内容（詳細につきましては、別紙をご参照ください。）

投資対象マザーファンドの変更のための約款変更を行いました。

また、同変更に伴い申込不可日にかかる変更も行いました。

なお、平成 29 年 10 月 26 日以降、「コモディティマザーファンド」から「コモディティインデックスマザーファンド」への入れ替えを行い、「コモディティマザーファンド」を平成 30 年 1 月 9 日に投資対象から除外する予定です。

3. 理由・背景

本件ファンドが投資対象とする「コモディティマザーファンド」の組入ETFについては①連動対象指数の変更、②償還が発生する可能性が否定できないと判断していることから、本件ファンドの運用を安定的に継続することを図るため、運用資産規模、手数料等を勘案した中から、連動する指数は異なるものの、コモディティ市況に連動するという基本的な性格は同じで、かつ相関性も高いETFを投資対象とする「コモディティインデックスマザーファンド」との変更を実施するものです。

以上

・ 本お知らせに関するお問い合わせ

三菱UFJ国際投信 お客さま専用フリーダイヤル 0120-151034

【受付時間／9：00～17：00（土・日・祝日・12月31日～1月3日を除く）】

・ 受益者さまの個別のお取引内容についてのお問い合わせ

お取引のある販売会社の本支店へお問い合わせください。

約款変更（新旧対照表）

ワールド・コモディティ・オープン（ラップ向け）

| 変更後（新） | 変更前（旧） |
|---|--|
| <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 <u>コモディティマザーファンド受益証券および コモディティインデックスマザーファン 受益証券</u>を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度 ①<u>コモディティマザーファンド受益証券およ びコモディティインデックスマザーファン 受益証券</u>への投資を通じて、主として世 界の商品（コモディティ）市況全体の値動 きを対象とする有価証券等に実質的な投資 を行います。</p> <p>(以下、略)</p> | <p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 コモディティマザーファンド受益証券を主要 投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度 ①コモディティマザーファンド受益証券への 投資を通じて、主として世界の商品（コモデ イティ）市況全体の値動きを対象とする有価 証券等に実質的な投資を行います。</p> <p>(以下、略)</p> |
| <p>(投資の対象とする有価証券等)</p> <p>第17条 この信託において投資の対象とする有価 証券（金融商品取引法第2条第2項の規定 により有価証券とみなされる同項各号に掲 げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際 投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信 託銀行株式会社を受託者とする<u>コモディテ イマザーファンドおよびコモディティイン デックスマザーファンド</u>（以下<u>これらを総 称して「マザーファンド」と</u>いいます。）の 受益証券のほか、次に掲げるものとします。</p> <p>(以下、略)</p> | <p>(投資の対象とする有価証券等)</p> <p>第17条 この信託において投資の対象とする有価 証券（金融商品取引法第2条第2項の規定 により有価証券とみなされる同項各号に掲 げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際 投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信 託銀行株式会社を受託者とする<u>コモディテ イマザーファンド</u>（以下「マザーファンド」 といいます。）の受益証券のほか、次に掲げ るものとします。</p> <p>(以下、略)</p> |
| <p>(付表)</p> <p>1. 約款第13条第2項および第45条第5項に規定 する「別に定める日」とは、次のものをいいま す。</p> <p>ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 スイス証券取引所の休業日 <u>フランクフルト証券取引所の休業日</u></p> | <p>(付表)</p> <p>1. 約款第13条第2項および第45条第5項に規定 する「別に定める日」とは、次のものをいいま す。</p> <p>ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 スイス証券取引所の休業日 <u><追加></u></p> |

【ご参考】

なお、投資対象マザーファンド入れ替え後に以下の約款変更（投資対象マザーファンドの削除）を行う予定です。

| 削除後 | 削除前 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 コモディティインデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①コモディティインデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界の商品（コモディティ）市況全体の値動きを対象とする有価証券等に実質的な投資を行います。</p> <p>(以下、略)</p> | <p style="text-align: center;">運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 <u>コモディティマザーファンド受益証券およびコモディティインデックスマザーファンド受益証券</u>を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>①<u>コモディティマザーファンド受益証券およびコモディティインデックスマザーファンド受益証券</u>への投資を通じて、主として世界の商品（コモディティ）市況全体の値動きを対象とする有価証券等に実質的な投資を行います。</p> <p>(以下、略)</p> |
| <p>(投資の対象とする有価証券等)</p> <p>第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とするコモディティインデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。</p> <p>(以下、略)</p> | <p>(投資の対象とする有価証券等)</p> <p>第17条 この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とする<u>コモディティマザーファンドおよびコモディティインデックスマザーファンド</u>（以下<u>これらを総称して「マザーファンド」</u>といいます。）の受益証券のほか、次に掲げるものとします。</p> <p>(以下、略)</p> |
| <p>(付表)</p> <p>1. 約款第13条第2項および第45条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。</p> <p>ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日</p> <p><u><削除></u> フランクフルト証券取引所の休業日</p> | <p>(付表)</p> <p>1. 約款第13条第2項および第45条第5項に規定する「別に定める日」とは、次のものをいいます。</p> <p>ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 <u>スイス証券取引所の休業日</u> フランクフルト証券取引所の休業日</p> |

以上

○交付目論見書の投資対象にかかる変更箇所は以下の通りです。

【変更後（「コモディティインデックスマザーファンド」）】

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

世界の商品(コモディティ)市況全体の値動きを概ねとらえることをめざします。

ファンドの特色



世界の商品(コモディティ)市況全体の値動きを対象とする有価証券等を実質的な主要投資対象とします。

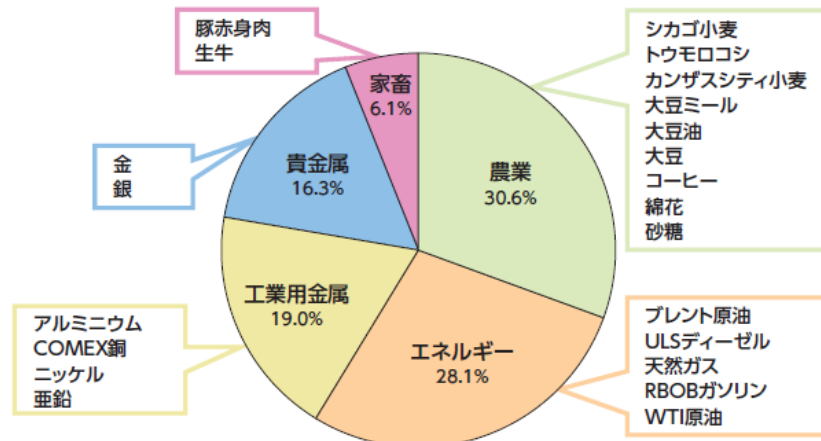
- 世界の商品(コモディティ)市況全体の値動きを対象とする有価証券等とはiShares Diversified Commodity Swap UCITS ETF (DE) (以下、「対象有価証券」といいます。)が該当します。
 ⓘ 投資する有価証券等は今後変更される場合があります。
- 対象有価証券はブルームバーグ商品指数トータルリターンをベンチマークとし、それと同等のリターンを達成することを目的としています。
 ⓘ ベンチマークとは、運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。
 ⓘ 対象有価証券のベンチマークは今後変更される場合があります。

ブルームバーグ商品指数トータルリターン*とは

・ブルームバーグ社が公表する、世界の商品(コモディティ)市況の総合的な動きを表すインデックスで、先物取引の委託証拠金等から得られる利子収入を加味したものです。ブルームバーグ商品指数トータルリターン(円換算ベース)は、ブルームバーグ商品指数トータルリターンをもとに、委託会社が計算したものです。

※通貨表示を特記しないものは米ドルベース。

<ブルームバーグ商品指数のセクター別構成割合と構成銘柄(2017年7月28日現在)>



- ❑ ブレント原油とは、英領北海で生産される原油のことです。性状は軽質低硫黄です。ブレント原油のスポット価格は欧州の原油価格の指標になっています。
- ❑ ULSディーゼルとは、Ultra Low Sulfur Dieselの略で、硫黄の含有量が極めて少ない軽油のことです。
- ❑ RBOBガソリンとは、Reformulated gasoline Blendstock for Oxygenate Blendingの略で、エタノールが添加されたガソリンのことです。
- ❑ WTI原油とは、West Texas Intermediateの略で、米国テキサス州産の低硫黄、軽質原油を意味します。ニューヨーク・マーカンタイル取引所(NYMEX)で、原油先物取引の対象として上場されており、その取引価格は原油価格の国際的指標になっています。
- ❑ COMEX銅とは、ニューヨーク商品取引所に上場している銅のことです。
- ❑ 四捨五入の関係で上記の数字を合計しても100%にならない場合があります。

投資対象有価証券について

・投資対象証券はドイツで組成され、管理会社であるBlackRock Asset Management Deutschland AGによって運営されている上場投資信託証券(ETF)です。

・投資対象証券はOTCスワップ型ETFであり、ETF発行者と主に金融機関との間で、連動対象の指標のリターンを交換するトータルリターンスワップ契約を結ぶことで、ETFの一口あたり純資産額の変動率と対象指標の変動率を一致させる運用手法を採用するETFです。トータルリターンスワップ契約では、カウンターパーティーの信用リスクが存在します。

・当該OTCスワップ型ETFは、スワップ契約締結にあたり、契約担保をスワップ契約の相手方から受領する内容となっており、万が一、スワップ契約の相手方が破綻しても、スワップ契約の相手方が提供した受入担保を換金することで損失が軽減される仕組みとなっています。しかしながら、スワップ契約の相手方が破綻する場合には、連動対象指標のリターンの交換が停止されるため、ETFの一口あたり純資産額の変動率と対象指標の変動率が維持できなくなります。また、スワップ契約の相手方が提供する担保の種類によっては、損失が軽減されない場合もあります。それらの結果、ETFの基準価額が下落することもあります。

1 ファンドが投資対象資産とするETFは、ユーロ建てのブルームバーグ商品指数トータルリターンをベンチマークとして、概ねそれに連動する投資成果をめざして運用されます。ユーロ建ての指数は、米ドル建ての指数をユーロ換算したものであり、ファンドのマザーファンドは為替ヘッジを行わないため、米ドル・ユーロ(投資対象ETF)、ユーロ・円(ファンドのマザーファンド)の動きのうち、ユーロ部分が相殺され、実質的には米ドル建ての指数を円換算したものと(米ドル・円:ファンドのベンチマーク)とほぼ同等の値動きとなります。この結果として、ファンドは実質的に米ドル・円の為替相場の変動による影響を受けず。

1 ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として商品(コモディティ)を実質的な投資対象資産とするETFに投資を行い、ブルームバーグ商品指数トータルリターン(円換算ベース)に概ね連動する投資成果をめざして運用を行います。ファンドの基準価額の騰落率とブルームバーグ商品指数トータルリターン(円換算ベース)の騰落率は一致するものではありません。この要因は、実際に投資をするETFの値動きが当該インデックスの値動きと一致するものではないことに加え、信用リスクの顕在化等が起こるとETFが当該インデックスの騰落率に概ね連動しなくなる可能性があること、資金流入とETFを売買するタイミングのずれ、ユーロ建てのETFを日本時間で円換算することによる為替評価タイミングのずれ、売買コスト・信託報酬・監査報酬等の費用をファンドで負担すること等によるものです。また、ファンドの投資効果がブルームバーグ商品指数トータルリターンを円換算したものと連動することを保証するものではありません。

【変更前 (「コモディティマザーファンド」)】

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

世界の商品(コモディティ)市況全体の値動きを概ねとらえることをめざします。

ファンドの特色

投資対象

世界の商品(コモディティ)市況全体の値動きを対象とする有価証券等を実質的な主要投資対象とします。

- 世界の商品(コモディティ)市況全体の値動きを対象とする有価証券等とは2017年4月26日現在、S&P GSCI商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20・THEAM・イーゼルUCITS・ETF(クラスA米ドル建受益証券)(以下、「対象有価証券」といいます。)が該当します。

1 投資する有価証券等は今後変更される場合があります。

- 対象有価証券はS&P GSCI商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20 トータル・リターン指数をベンチマークとし、それと同等のリターンを達成することを目的としています。

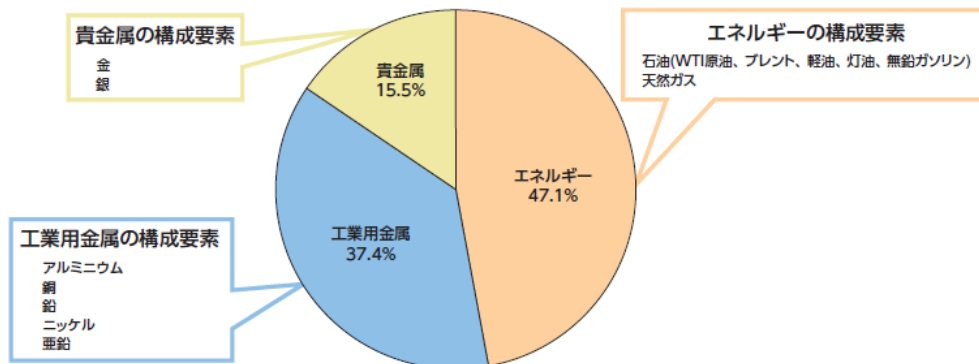
1 ベンチマークとは、運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

1 対象有価証券のベンチマークは今後変更される場合があります。

S&P GSCI商品指数®エネルギー&メタル・キャップド・コンポーネント35/20 トータル・リターン指数とは

・S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表する、世界の商品(コモディティ)市況の総合的な動きを表すインデックスです。
 ・S&P GSCI商品指数®の構成要素のウェイトとの継続性及びその比率を維持しつつ、四半期ごとにウェイトの最も高い構成要素の上限を35%に制限し、残りの構成要素の上限を20%に制限します。ウェイトの上限を超えた部分は、残りの構成要素に比例配分します。

<セクター別構成割合と構成要素(2017年1月末現在)>



- WTI原油とは、West Texas Intermediateの略で、米国テキサス州産の低硫黄、軽質原油を意味します。ニューヨーク・マーカンタイル取引所(NYMEX)で、原油先物取引の対象として上場されており、その取引価格は原油価格の国際的指標になっています。
- ブレントとは、英領北海で生産される原油のことです。性状は軽質低硫黄です。ブレント原油のスポット価格は欧州の原油価格の指標になっています。
- ！ 四捨五入の関係で上記の数字を合計しても100%にならない場合があります。

対象有価証券について

- ・対象有価証券はルクセンブルグで組成され、管理会社であるBNPパリバ・インベストメント・パートナーズ・ルクセンブルグによって運営されている上場投資信託証券(ETF)です。
- ・対象有価証券はOTCスワップ型ETFであり、ETF発行者と主に金融機関との間で、連動対象の指標のリターンを交換するトータルリターンズスワップ契約を結ぶことで、ETFの一口あたり純資産額の変動率と対象指標の変動率を一致させる運用手法を採るETFです。OTCスワップ型ETFでは、トラッキングエラーがない反面、スワップ契約のカウンターパーティーの信用リスクが存在します。
- ・OTCスワップ型ETFの多くは、スワップ契約締結にあたり、契約担保を双方が出し合う内容となっており、万が一、スワップ契約の相手方が破綻しても、スワップ契約の相手方が提供した受入担保を換金することで損失が生じない仕組みとなっていますが、スワップ契約の相手方の破綻により連動対象指標のリターンの交換が停止されるため、ETFの一口あたり純資産額の変動率と対象指標の変動率が維持できなくなります。その結果、ETFの基準価額が下落することもあります。
- ・また、スワップ契約の相手方が提供する担保の種類によっては、ETFが相手方に差し入れた提供担保と同額の換価を得られない場合もあり、その結果、ETFの価値が下落又は無価値になることもあります。
- ・対象有価証券は信用リスクへの対応として、スワップ契約の相手方と担保の授受を行わない、スワップ契約の相手方に提供担保を分別保管させ、ETF発行者にスワップ契約の相手方破綻時の提供担保取戻権を付与する、スワップ契約の相手方からの受入担保を米国債等の換金性が高い商品のみに限るなどのリスク低減策を講じています。

投資対象マザーファンドの変更に伴い目論見書「ファンドの費用」に記載する運用管理費用(信託報酬)は以下の通りとなります。

(下線は変更箇所)

| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用 | | | | | | | | | | | | | | |
|---------------------|--------|---|---|--------|----------------|------|-------|---|------|-------|-----------------------------------|------|-------|---------------------------------|
| 運用管理費用 (信託報酬) | 当該ファンド | <p>日々の純資産総額に対して、年率0.3564%(<u>税抜 年率0.33%</u>)をかけた額</p> <p>1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)</p> <p>※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。</p> <p>各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払先</th> <th>配分(税抜)</th> <th>対価として提供する役務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.25%</td> <td>ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.05%</td> <td>交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.03%</td> <td>ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。</p> | 支払先 | 配分(税抜) | 対価として提供する役務の内容 | 委託会社 | 0.25% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 | 販売会社 | 0.05% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 | 受託会社 | 0.03% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |
| | 支払先 | 配分(税抜) | 対価として提供する役務の内容 | | | | | | | | | | | |
| | 委託会社 | 0.25% | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 | | | | | | | | | | | |
| 販売会社 | 0.05% | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 | | | | | | | | | | | | |
| 受託会社 | 0.03% | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 | | | | | | | | | | | | |
| マザーファンドの投資対象とするETF | | マザーファンドの投資対象とするETFの純資産総額に対して 年率0.5%以内 (運用および管理等にかかる費用) | | | | | | | | | | | | |
| | 実質的な負担 | <p>当該ファンドの純資産総額に対して年率0.8564%程度(税抜 年率0.83%程度)</p> <p>※マザーファンドの投資対象とするETFの信託(管理)報酬率を合わせた実質的な信託報酬率です。<u>(2017年10月26日現在)</u></p> <p>※上記料率は今後変更となる場合があります。</p> | | | | | | | | | | | | |